

神奈川県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の 一部を改正する規則の概要

1. 改正の趣旨

令和6年6月19日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）（第14次地方分権一括法）の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条関係が改正された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の建築基準法に関する改正は令和6年11月1日施行であることから、神奈川県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成11年神奈川県規則第7号）第10条で引用している建築基準法の項ずれの訂正及び項の追加を行う。

2. 改正の内容

○細則第10条

建築基準法の改正に伴い、引用している同法の項ずれの訂正及び項の追加を行う。

3. 施行期日

令和6年11月1日